



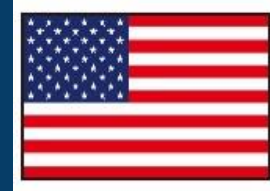
# 国際第1委員会

1<sup>st</sup> International Affairs Committee

～米国・カナダ・中南米の調査・研究～

英保 委員長、 雑賀 副委員長

他 22名



- ✓ 特に米国に於ける知財について、研究活動、提言・提案活動、情報発信活動を行います。
- ✓ 複数年度に渡って持続可能な組織の構築を目指します。

## WG1 米国における否定的限定の調査研究

2022年6月21日にCAFCは、先行技術を回避するために補正によって追加された否定的限定クレームに関して、35 U.S.C. § 112 (a)に規定する記載要件を満たしていないと判断する判決を下した。ここで、否定的限定クレームがどのような場合に認められるか十分に整理されていない。そこで、否定的限定クレームの可否が争われた事件において、どのような記載を行っていけば否定的限定クレームが認められたかをCAFC判決を中心に調査し、否定的限定クレームを記載する場合の留意点等を検討する。

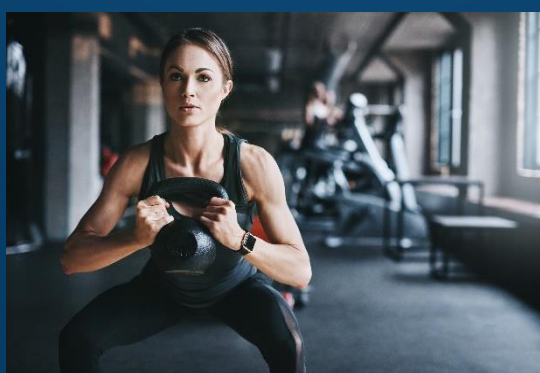
## WG2 米国における複数主体の調査研究

近年、通信技術の進歩により通信ネットワークを活用した新たな製品やサービスが日々次々と生み出されている。また、グローバル化やサプライチェーンの複雑化により製品を製造する際において多くの企業やサプライヤーが関与することも一般的になっている。このような変化に伴い、複数の装置で構成されるシステムや、複数工程からなる方法に関する特許出願も数多くなされている。権原のない複数主体が分担して特許発明を実施した場合に、当該実施行為を特許権侵害として追及できるかが問題となるが、その判断基準は十分に整理されていない。そこで、複数主体が関与する特許権侵害にかかる判例を分析し、複数主体を争う場合に留意すべき点を検討・整理する。

## WG3 米国の製法特許権侵害における例外規定に関する調査研究

米国特許法271条(g)は、製法特許の侵害について規定している。271条(g)の例外規定として、「重要な変更が加えられた」場合及び「些細で本質的でない部品」である場合があり、当該例外規定に関する判決例を分析したところ、例外規定が認められた事例は多くなく、認められにくい傾向であることが分かった。本稿では、271条(g)の例外規定に関する分析結果に基づき、271条(g)関連訴訟の特許権者の立場においては、例外規定認定を回避するために取るべき対応を、また被疑侵害者の立場から例外規定の認定を得られるために取るべき対応をそれぞれ提言する。

## 活動成果



- 外国特許ニュースの執筆
- JIPA臨時研修の講師（米国特許をうまく取得する方法、米国特許侵害訴訟マニュアル）
- 法改正、パブコメ、アミカスブリーフ対応
- 各国特許庁・代理人の訪問対応、外部団体(AIPLA等)との情報交換